

随意契約理由書

業務名称：久保地区山腹工（6・府単）工事（その2）

本工事は、泉南郡熊取町久保地内において、豪雨により崩壊した山腹斜面の安定を図るための治山施設（山腹工 一式）を整備するものである。

本工事は、条件付一般競争入札により令和6年10月16日に入札公告を行い、同年11月5日に開札を実施したところ、応札者6者のうち5者が最低制限価格を下回り失格、もう1者は予定価格超過であったため再入札となった。同月18日の開札では、応札者1者が最低制限価格を下回り失格となったため取りやめとなった。

本件山腹斜面は、令和5年6月の豪雨により崩壊した。現場は野外活動施設内に位置しており、崩壊の拡大により施設利用者が危険にさらされるおそれがあるため、早急に復旧が必要である。

以上により、大阪府随意契約ガイドラインの「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うものである。

また、見積徴収は、1回目の入札又は両入札において予定価格以内の金額を示し、応札の可能性のある三幸建設株式会社、株式会社安田組、株式会社令和開発、株式会社友恵、株式会社ハピネス、株式会社ビリーフの6者とする。